

## 第3章 “美ら島沖縄” 風景づくりの施策の展開

### 1. 風景づくりにあたっての基本認識

先人たちがつくり、守り、育ててきた風景は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

この優れた風景を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな風景を創造することは、現代に生きる県民一人ひとりの責務です。

快適で美しい風景は、県民や事業者の不断の努力に負うところが大きく、また、優れた風景を保全し、修復し、創造するに当たっては、行政は自ら範を示すとともに住民の風景づくりの活動を誘導し、支援する責務を負っています。したがって、行政と住民、NPO、事業者等の各主体は、一致協力して県土の風景づくりを進めていく努力を払わなければなりません。

このため、風景づくりの取り組みは、沖縄の将来の望ましい姿を描きながら、長期的な観点から総合的、かつ計画的に推進するとともに、全体として調和が図られるよう、各主体が連携・協力して、不断の取り組み・協働を実践し、“美ら島沖縄”を実現していくことを風景づくりの施策の展開にあたっての基本認識とします。

#### ▶ 沖縄県景観形成審議会



平成 19 年度第 1 回審議会（平成 19 年 7 月）



平成 20 年度第 3 回専門部会（平成 20 年 8 月）

#### ▶ 沖縄の風景づくりを考える県民シンポジウム（平成 19 年 11 月）



## 各主体における役割

“美ら島沖縄”風景づくりを進めていくためには、住民、NPO、事業者（企業）、市町村、県のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

### 1) 住民・NPOの役割

風格ある“美ら島沖縄”をつくっていくため、住民自らが主役と認識し、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活の中で、住民・NPOが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に積極的に参加、協力していくものとします。

### 2) 事業者・関係団体の役割

開発業者、設計者、施工業者、コンサルタント等を含むすべての事業者（関係団体）は、自らの行為が地域の景観に影響を大きく与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに努め、加えて率先して自ら景観づくりに参加、協力し、良好な景観形成に寄与するものとします。

### 3) 市町村の役割

景観は地域住民が日常生活の営みを通してつくり上げていくものであり、このことからも景観行政を担う中心的主体は、地域と密接な関わりを持つ市町村にあるといえます。市町村は、このことを十分認識し、地域の景観の特性や現状、課題などについて地域住民等と共通の認識を醸成しながら、地域の特色に応じたきめ細やかな景観形成推進のために、積極的に景観行政団体となり、協働による景観まちづくりを主体的に実践、推進していくものとします。

### 4) 県の役割

県は、広域的な行政主体として、景観形成の重要な担い手である県民の意識、関心を高め、全県的な景観形成のためのボトムアップを図りながら、県土全体の景観形成の方向性を提示し誘導するものとします。

また、景観形成の中心的主体である市町村の景観施策を積極的に支援するとともに、国とも連携を図りながら、専門的な支援、助言を行うものとします。この場合、市町村によって体制や人材、財政面において様々な課題を抱えており、一様に対応するのではなく、市町村の実状に応じた支援を行うものとします。併せて、県民への景観施策の普及啓発や多様な主体との意見交換や情報提供の場を設置するなど本県全体の景観施策の総合的な展開を図るものとします。

## 2. 風景づくりの施策の展開

“美ら島沖縄”風景づくりを推進するため、本県では、「市町村の主体的な取り組みの支援」、「総合的な制度活用」、「総合的な景観施策の展開（官民協働に向けた取り組み）について次のとおり取り組みを行います。

### 市町村の主体的な取り組みの支援

良好な景観形成は地域に密接した課題であることから市町村の景観施策の主体的な取り組みを支援していくとともに県土全体の風景づくりを推進する上で、広域景観形成の観点から取り組みを進めます。

そのため、景観形成に対する熱意のある市町村や比較的体制が整っている市町村、また、特色ある景観や重要な景観資源が位置する市町村を対象に、景観形成の実践に向けた重点的な支援を図り、波及効果を考慮しつつ、全県的な取り組みに広げていくための先行事例の蓄積に努め、市町村の景観行政団体の移行を促進します。

また、景観行政連絡会議を開催し、相互に情報の交換並びに共有、啓発等を図りながら、市町村間の連携を強化し、広域的な景観施策の展開に繋げていくものとします。

### 総合的な制度活用

沖縄の景観の特性は地域景観資源の多様性にあり、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があることから、地域らしさをいかした風景づくりを進めるためには、景観法に基づく制度や手法の活用のみならず、都市計画法、建築基準法、緑地関係、文化財、自然、農地その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、公共事業等における良好な景観形成の取り組みを総合的に推進する必要があります。

そのため、景観施策の取り組みを進めるに当たっては、府内の連絡・調整会議を充実し、関係部局相互の連携強化を図り、本県の景観施策を推進するとともに、市町村の景観計画策定を側面から支援していくものとします。

### 総合的な景観施策の展開（官民協働に向けた取り組み）

全県的な景観形成のボトムアップを図るために、県民一人ひとりが良好な景観形成に自主的に取り組むよう、景観シンポジウムを開催するなど機運の醸成を継続的に図っていくものとします。

また、景観法に基づく景観整備機構の指定や景観協議会を設置し、景観施策の立案や実践に関する全県的な推進体制の構築を目指します。

併せて、景観施策の実効性を確保するため、専門家等による良好な景観形成に関するチェック体制についても早期に確立します。

さらに、国や市町村とも連携・協力しながら、各方面における景観形成（自然環境、歴史、文化、伝統、くらし、まちづくり等）を推進する役割を担う人材ネットワークの構築を図り、景観づくりに取り組んでいる地域住民や団体、事業者、景観行政の主体的取り組みを担う市町村に対して、専門家や有識者を派遣するなど、景観施策の推進に必要な支援を行っていきます。

## (1) 市町村の主体的な取り組みの支援

県は、風景づくりを推進する上で、市町村が果たす役割の重要性から、市町村が景観行政団体になることを促進し、市町村が行う景観形成に対する段階や熟度に応じ、市町村の主体性や自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、広域的な観点からの取り組みを行います。

### 1) 意見交換及び情報提供の場の設置

市町村との意見交換会や連絡会議などの開催により先進的に景観計画を策定した市町村の事例紹介の場を設けるとともに、必要なノウハウや情報提供を行い、全ての市町村が景観行政団体となるよう支援します。

### 2) 専門家の派遣や人材育成のための景観専門研修会の開催等

景観行政団体となっていない市町村や景観計画の策定を進めている市町村、景観計画を運用している市町村などそれぞれの体制、熟度に応じた風景づくりに関する取り組みに対する協力や専門家の派遣を行います。また、行政職員の人材育成のための勉強会、講習会や景観専門研修会の開催を行うとともに、県と市町村の景観施策の取り組みに総合の交流が図られるような場を設定します。

### 3) 市町村の景観施策に適した連携及び支援

市町村が行う風景づくりに関する施策の推進に関し、市町村により風景づくりの特性や権限の異なるまちづくりに関する許認可事務（都市計画、緑地、建築、屋外広告物、自然、文化、農業、公共施設など）に応じて、市町村に適した連携や支援を行います。

### 4) 市町村景観計画への対応

地域主体の風景づくりに向け、広域的な風景づくりに影響を与える施設については、その整備及び管理において市町村景観計画との連携に努めます。

また、市町村の景観計画において、本県が管理する公共施設が景観重要公共施設や景観重要建造物などに指定される場合には、施設本来の機能との整合を図るとともに、施設管理の面や将来の利活用の視点を考慮しながら適切に対応します。

### 5) 広域的な課題に対する協議・調整の場の設置

景観づくりに関する広域的な課題の協議・調整を行うために、景観行政団体や関係機関等で構成する調整会議などの充実に努めるとともに、景観行政団体が景観計画を策定し運用する場合は、同団体が組織する協議会などに参画し連携を図ります。

## 6) 風景づくりに関する各種の調査研究

風景づくりに関する様々な情報を整理するとともに、景観整備機構とも協力・連携を図りながら、風景づくりに関する各種の調査研究を行い、市町村が景観行政を推進する上で活用できるような情報提供を行います。

## 7) 風景づくりに関する各種助成制度の検討

風景づくりに関する市町村及び地域主体の取り組みや活動等について、助成できるような各種制度について検討を行います。

### ▶ 景観行政団体同意書の交付式



読谷村（平成 20 年 11 月）



南城市（平成 21 年 1 月）



渡名喜村（平成 22 年 1 月）

### ▶ 景観行政市町村連絡会議（平成 21 年 1 月）



### ▶ 景観行政勉強会（平成 21 年 1 月）



**市町村の主体的な取り組みの支援**

**市 町 村**

**景観施策の主体的な取り組み**

- 職員のスキルアップ
- 景観に係る調査分析、問題点の把握
- 地域住民の啓発活動
- 住民勉強会、ワークショップ等

**景観行政団体へ**

- 景観計画及び景観条例策定に向けた検討
- 住民勉強会、ワークショップ等
- 公聴会の開催等

**景観計画策定・条例制定**

- 景観計画策定後のフォローアップ
- 景観地区指定等の検討
- 景観重要樹木、景観重要建造物等の検討
- 景観整備機構指定の検討等

**景観施策の展開・推進**

- 景観整備機構等との連携
- 景観地区の指定
- 地域住民による景観形成の推進等

**沖 縄 県**

**市町村の取り組み状況や段階に応じた必要な支援**

**1**

意見交換及び  
情報提供の場の設置

**2**

専門家の派遣や人材育成のため  
の景観専門研修会の開催等

**3**

市町村の景観施策に適した  
連携及び支援

**4**

市町村景観計画への対応

**5**

広域的な課題に対する  
協議・調整の場の設置

**6**

風景づくりに関する  
各種の調査研究

**7**

風景づくりに関する  
各種助成制度の検討

## (2) 総合的な制度活用

沖縄の景観の特性は地域景観資源の多様性にあり、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があることから、地域らしさをいかした風景づくりを進めるためには、景観法の活用のみならず、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、文化財保護法その他農業や環境など関係法令に基づく規制誘導方策、また、公共事業等における良好な景観形成の取り組みを総合的に推進していく必要があります。景観形成基準に関連する法制度の内容の一例を次に示します。

### 1) 景観法に基づく手法の活用

景観行政団体が定める景観計画では次の事項等について定めます。

#### ① 景観計画区域の設定

市町村域において景観計画を定める区域を設定します。

#### ② 良好な景観形成に関する方針に関する事項

景観計画区域における良好な景観形成に関する方針を定めます。

#### ③ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

景観計画で定める行為の制限において、地域の実情に即した建築物の高さや色彩等詳細な基準を設定します。

#### ④ 景観重要構造物又は景観重要樹木の指定の方針

周辺地域の情景を特徴づける建築物・樹木のうち良好な景観の形成に資するものを指定します。

#### ⑤ 屋外広告物に関する事項

屋外広告物の設置等の規制を地域の良好な景観の形成に即したものとし、良好な景観の維持及び形成を図ります。

#### ⑥ 景観重要公共施設に関する事項

景観形成上重要な公共施設であって、その周辺の建築物等の土地利用と一体となって良好な景観形成を図ることが望ましいものについては、景観重要公共施設として位置づけることができます。

#### ⑦ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

地域の景観に配慮しつつ良好な景観の営農条件を確保する観点から市町村が策定する景観農業振興地域整備計画の基本的事項を定めます。

#### ⑧ 自然公園区域に関する事項

自然公園法に基づく自然景観の保護とあわせ、景観法に基づく良好な景観形成促進のための措置が相互に連携、調整を図りつつ一体的に行われるよう、自然公園法の許可が必要な一定の行為について、必要な基準を設定できます。

### 2) 都市計画法による規制誘導方策

市街地の良好な景観を形成するための景観地区、都市内の樹林地等の良好な自然的景観を保全するための風致地区、建築物の高さの制限を行うための高度地区等の地域地区や、景観等についてきめ細かなまちづくりのルールを定める地区計画等の制度を市町村が活用できるよう支援します。

3) 都市緑地法による都市の緑の保全・創出

都市における緑地の保全及び緑化等を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく「緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」を策定するなどの市町村の取り組みを支援します。

4) 建築基準法による規制誘導方策

住民自らの合意に基づき、建築物の形態、意匠等に関する様々な事項を定めることができる建築協定は、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の周知・活用を進めます。

5) 文化財保護法による規制誘導方策

地域の資産である文化的景観の保護・形成及び重要文化的景観としての選定を目指す市町村の取り組みについて支援します。

また、地域の景観の構成要素となっている文化財等を保護するため、文化財の指定等を行うなど制度の活用を図るとともに、文化財を地域の資産として活かす地域の取り組みを支援します。

6) 公共事業等における良好な景観づくりの推進

公共事業や公共施設の整備にあたって、良好な景観づくりを先導していく必要があることから、社会资本に対する景観形成の質を高めるため、「沖縄県公共事業等景観形成指針」の活用を図ります。また、国が公共事業ごとに策定した景観形成ガイドラインも参考にするとともに、国が進める景観アセスメントに関する取り組みについても検討していきます。

(2-2) 県庁関係部局の連携の強化

沖縄らしい風景づくりを総合的かつ計画的に推進するために、府内の連絡・調整会議を充実し、関係部局相互の連携強化を図り、本県の景観施策を推進するとともに市町村が進める景観施策を側面から支援していくものとします。

▶ 関係課連絡会議



関係 21 課連絡会議  
(平成 18 年 5 月)



関係 25 課連絡会議  
(平成 19 年 3 月)

市町村の景観施策に関する取り組み状況（平成 22 年 10 月現在）

圏域	市町村名	景観法関係			自然					歴史・伝統・文化					くらし								
		行政 景 觀 團 體	景 觀 計 條 例	景 觀 地 區 ・ 区	自然 （ 國 立 ）	自然 （ 國 定 ）	自然 （ 縣 立 ）	保 全 環 境 域	ラ ム サ ー ル	湿 地	世界 遺 產	有 形 文 化 財	（ 國 指 定 ）	有 形 文 化 財	（ 縣 指 定 ）	史 跡 ・ 名 勝	伝 建 地 区	農 振 地 域	風 致 地 区	地 区 計 画	建 築 協 定		
本島北部	国頭村																						
	大宜味村	(H23)	(H24)												1								
	東村																						
	今帰仁村	(H23)	(H24)												1	2							
	本部町	H22.9	(H22)												1		3						
	名護市	(H22)	(H24)												1	1	4			4	1	2	
	恩納村	(H24)	(H25)														1						
	宜野座村	(H22)	(H22)																				
	金武町																						
	伊江村															4							
本島中南部	伊平屋村	(H23)	(H23)														1						
	伊是名村	(H24)	(H25)												1	1	3						
	うるま市	H21.10	(H22)														2			1	2		
	沖縄市	(H22)	(H23)																	1	1		
	読谷村	H21.1	H21.4													1							
	嘉手納町																2						
	北谷町	(H22)	(H23)																	3	2		
	北中城村	(H24)	(H25)													1					1		
	中城村	(H23)	(H24)														1	1			1		
	宜野湾市	(H24)	(H25)													1	1	1					
	西原町	(H24)	(H25)																	3			
	浦添市	H18.10	H20.3														1	2		4	6		
	那霸市	H20.1	(H22)													7	6	9		2	15	19	
	豊見城市																			2	1		
	南風原町																1			1	2		
	与那原町																			1			
	南城市	H21.4	(H23)													1	2	4		1	1		
	八重瀬町	(H23)	(H24)																	3			
	糸満市	(H24)	(H25)															1			3		
周辺離島	座間味村															1							
	渡嘉敷村																						
	粟国村																						
	渡名喜村	H22.3	(H24)																				
	久米島町	H22.4	(H24)													2	1	4					
宮古	北大東村	(H22)	(H23)																				
	南大東村																						
	宮古島市	H20.9	(H22)													1		7					
八重山	多良間村																	2					
	石垣市	H18.1	H19.4	2												3	1	3			1	1	
	竹富町	(H23)	(H25)													1	1	6					
	与那国町	(H22)	(H23)														3						

21 20 65 43

備 考		
景観行政団体	数値：移行年月（無着色数値は移行予定年度）	景観法
景観計画・景観条例	数値：制定年月（無着色数値は策定予定年度）	景観法
景観地区・準景観地区	数値：地区数	景観法
自然公園（国立）	国立公園の指定区域	自然公園法
自然公園（国定）	国定公園の指定区域	自然公園法
自然公園（県立）	県立自然公園の指定区域	沖縄県立自然公園条例
自然環境保全地域	数値：地域数	自然環境保全法 ・沖縄県自然環境保全条例
ラムサール湿地	ラムサール条約による登録湿地の所在地	
世界遺産	世界遺産リストに登録された文化遺産の所在地 (琉球王国のグスク及び関連遺産群)	
有形文化財（国指定）	数値：指定重要文化財（建造物）数（平成21年度）	文化財保護法
有形文化財（県指定）	数値：指定文化財（建造物）数（平成21年度）	沖縄県文化財保護条例
史跡・名勝	数値：指定史跡・名勝数（平成21年度）	文化財保護法
伝建地区	重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法
農振地域	農業振興地域（農用地区域）	農業振興地域の整備に関する法律
風致地区	数値：地区数（灰色部分：都市計画区域外）	都市計画法
地区計画	数値：地区数（灰色部分：都市計画区域外）	都市計画法
建築協定	数値：締結協定数（平成20年度）	建築基準法

(特記以外：平成22年10月 都市計画・モノレール課調べ)

### 景観法対象地域のイメージ

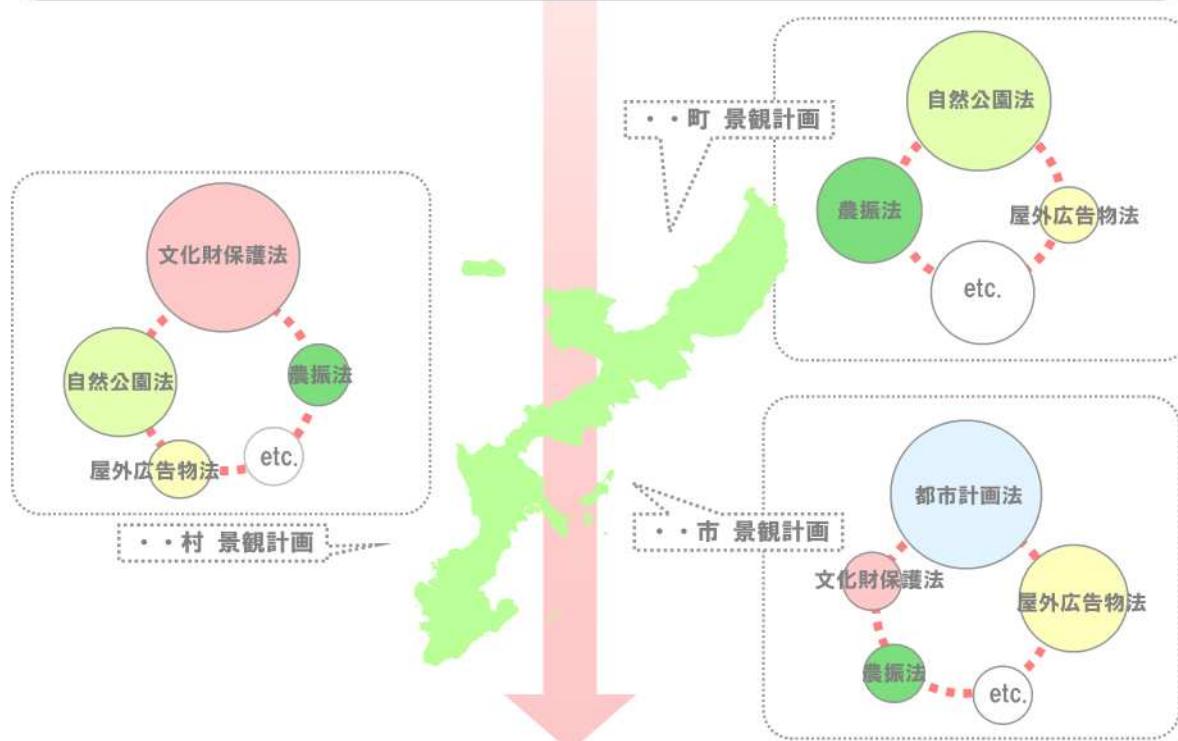


出典／景観法の概要（国土交通省）

## 総合的な制度活用

本島北部圏域市町村	本島中南部圏域市町村	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域</li> <li>○自然公園地域（国定）</li> <li>○農業振興地域 etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域</li> <li>○世界遺産</li> <li>○農業振興地域 etc.</li> </ul>	
周辺離島圏域町村	宮古圏域市村	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然公園地域（国定・県立）</li> <li>○農業振興地域</li> <li>○重要伝統的建造物群保存地区 etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域</li> <li>○自然公園地域（県立）</li> <li>○農業振興地域 etc.</li> </ul>	八重山圏域市町
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域</li> <li>○自然公園地域（国立）</li> <li>○重要伝統的建造物群保存地区 etc.</li> </ul>

## 総合的な制度活用



地域らしさをいかした市町村景観計画の策定

### (3) 総合的な景観施策の展開（官民協働に向けた取り組み）

“美ら島沖縄”風景づくりを進めていくためには、住民・事業者等、市町村、県のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組んでいくことが必要です。ここでは、こうした考え方のもと、風景づくりを進めるための官民協働の取り組みを図るための総合的な景観施策の展開を図っていきます。

#### 1) 景観法の活用による施策の展開

##### ① 景観整備機構

良好な景観づくり活動を主体的に展開している公益法人やNPOの団体を景観整備機構に指定し、行政との協働による景観施策の取り組みを行います。

平成22年3月に沖縄県と景観整備機構である（社）沖縄県建築士会と（社）沖縄県造園建設業協会が協働で、市町村景観計画策定の手引書となる「沖縄県景観形成ガイドライン」を策定しました。

#### ▶ 景観整備機構指定書の交付式



（社）沖縄県建築士会  
(平成 20 年 9 月)



（社）沖縄県造園建設業協会  
(平成 20 年 11 月)



NPO 法人 沖縄の風景を愛さする会  
(平成 22 年 10 月)

#### ▶ 沖縄県・景観整備機構連絡会議（平成 20 年 12 月）



##### ② 景観協議会

広域的な景観形成の観点から、海岸や丘陵などの美しい自然景観の保全や歴史・伝統文化に調和したまちなみ、快適で魅力ある都市景観に取り組む場合など、関係市町村や関係機関、景観整備機構、関係団体、住民等で構成する景観協議会制度の活用を図ります。

##### ③ 景観協定

住民自らの合意に基づき、建築物等の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることにより、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、市町村とも連携して、その活用を図ります。

## 景観整備機構

NPO法人や公益法人を位置付けて、住民主導の持続的な取り組みを支援

- 景観の専門家による情報提供
- 住民合意に向けたコーディネート
- 景観重要建造物の買取や整備の推進

### 【景観整備機構の業務】

- ・ 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・ 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・ 上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- ・ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・ その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

## 景観協議会

住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む場の提供

- 景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構が組織できる協議会
- 必要に応じ、関係行政機関、公益事業者、住民などを加えることが可能
- 協議で決めた事柄には尊重義務が発生

### 【運用指針】

1 の景観計画区域において複数の景観協議会を組織することも可能

広域的な観点から良好な景観形成を推進する場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催するなど一体的な運用も考えられる。

例：シンボルロードなどの景観重要公共施設と周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民などが参加し、景観重要公共施設としての整備方針、占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運用方法など景観形成のあり方を検討する協議会

## 2) 官民の連携・協働に向けた取り組み

### ① 情報提供及び普及啓発

風景づくりが県民運動として広く展開されるよう、インターネットやパンフレットの配布等による情報提供及びシンポジウムや講演会の開催などを行い、すでに景観づくりに取り組んでいる人々の活動の促進を図るとともに、これから景観づくりに取り組もうとしている人々への普及啓発を促します。

▶ 第2回“美ら島沖縄”風景づくりシンポジウム  
(平成19年9月)



▶ やんばる風景づくりフォーラム  
(平成20年9月)



▶ まちづくり講演会（平成19年6月）



▶ 景観形成に関する講演会（平成21年1月）



### ② 多様な主体との意見交換の場の設置

県民、専門家、市町村、県などの多様な主体が協働・連携し、風景づくりを推進するため出前講座の実施及び各主体相互の意見交換などを行います。

### ③ 実務者向けの手引書の作成

公共空間における風景づくりや景観法活用に関する実務者向けの手引書を作成するとともに、その適用や運用について継続的に検討します。

### ④ 景観人材ネットワークの構築

国や市町村とも連携・協力しながら、各方面における景観形成(自然環境、歴史、文化、伝統、くらし、建築、土木、まちづくり等)を推進する役割を担う人材ネットワークの構築を図ります。

**⑤ 専門家の派遣の検討**

景観づくりに取り組んでいる地域住民や団体、事業者等に対して、専門家や有識者を派遣するなど、景観施策の推進に必要な支援を検討します。

**⑥ 景観チェック体制の検討**

景観施策の実効性を確保するため、専門家等による良好な景観形成に関するチェック体制についても検討します。

**⑦ 伝統技術の継承や技術開発の検討**

沖縄の伝統風景を今に伝える素材や工法の技術の承継や優れた景観・美しいデザインを評価する技術、優れた景観を保全、景観阻害要因を排除する技術など、国や関係団体等とも連携を図りながら検討していきます。

**⑧ 景観まちづくりに関する生涯教育の検討**

景観まちづくりにおいて多くの人に積極的な役割を果たすようになってもらうため、小学生向け教育副読本をはじめとする景観に関する生涯教育のための様々な取り組みを検討します。

**⑨ 表彰制度の検討**

県民等の優れた活動実績や景観まちづくりのアイディアに対し、表彰制度を検討します。

**⑩ 沖縄風景コンクールの検討**

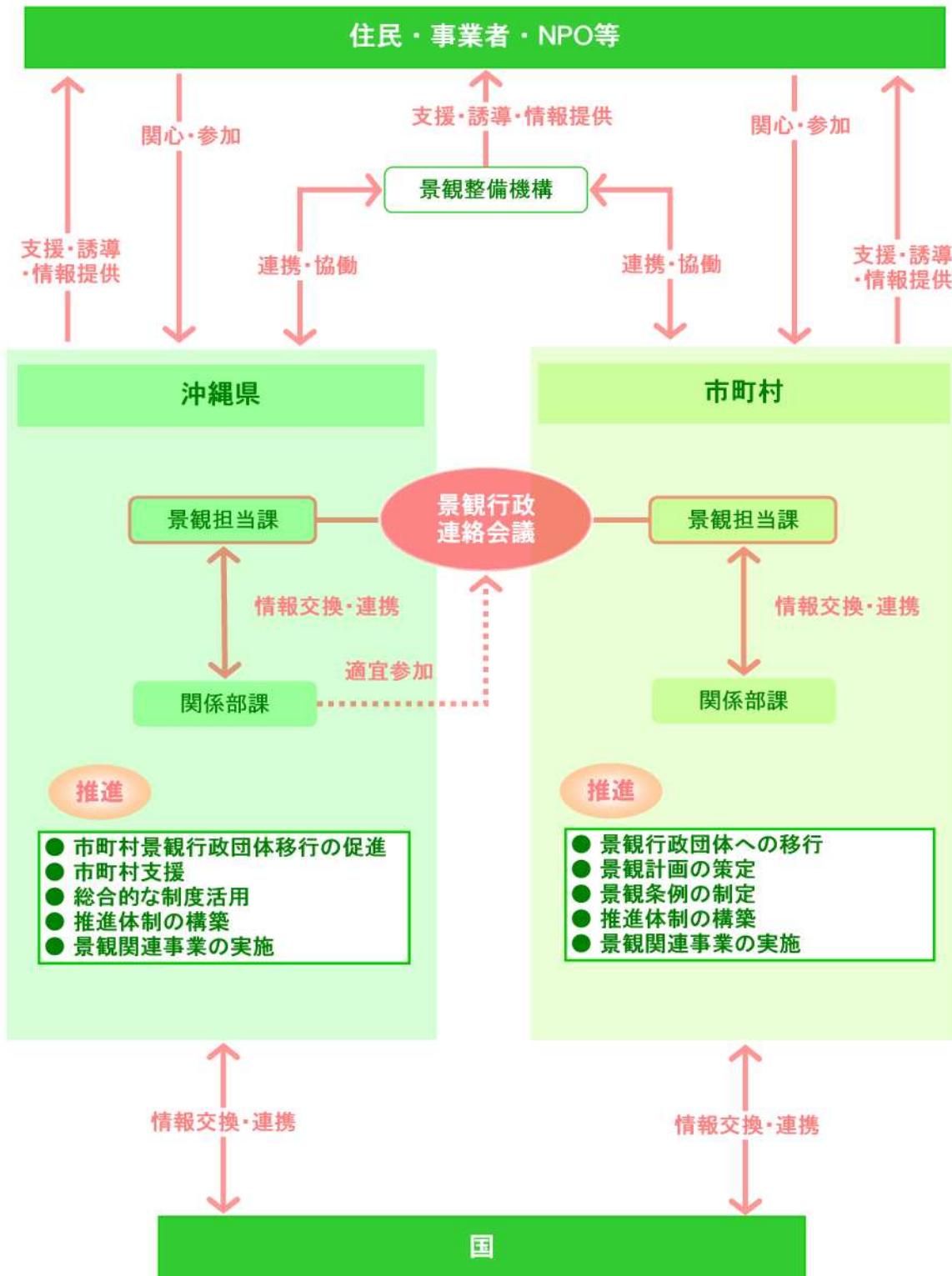
沖縄らしい風景や残したい風景の写真・絵画コンクールの実施を検討します。

**(4) 条例に基づく既存制度の活用**

沖縄県景観形成条例に基づく既存の制度である景観形成モデル地区、景観形成住民協定は今まで指定、締結の実績がありませんでした。

景観法の制定により、景観行政団体（市町村）は景観地区、景観協定などの法に基づく制度を主体的に活用することができることから、県条例に基づく既存制度については、当面は景観計画の区域以外を対象とするとともに、県独自の制度として新しい付加価値を与えるなど、条例や制度の見直しを行います。

## 総合的な景観施策の展開（官民協働による取り組み）



### 3. 施策の計画的な推進（行動計画）

“美ら島沖縄”の風景づくりを推進するための具体的な景観施策に関して、計画的な推進を図ります。

#### （1）市町村景観計画策定の促進

沖縄らしい風景づくりを推進するため、平成23年度を一定の目途に多くの市町村が景観行政団体となり、将来的には全ての市町村が景観行政団体になって、地域らしさをいかした市町村独自の景観計画策定を促進します。

#### （2）施策の計画的な推進（行動計画）

	施策の計画的な推進（行動計画）	
	～平成23年を目途（沖縄振興計画期間内）	24年度以降
市町村の主体的な取り組みの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・意見交換会・市町村連絡会議の開催</li><li>・専門家の派遣</li><li>・勉強会・講習会・研修会の開催</li><li>・景観計画策定連絡・調整会議の開催 等</li></ul>	
総合的な制度活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・県庁関係部局の連絡・調整会議の開催 等</li></ul>	
総合的な景観施策の展開 (官民協働に向けての取り組み)	<ul style="list-style-type: none"><li>・景観整備機構の指定</li><li>・景観協議会の設置</li><li>・市町村との連携による景観協定の活用</li><li>・インターネット等による情報提供</li><li>・景観シンポジウムや講演会の開催 (平成18年1回、平成19年度3回開催)</li><li>・出前講座の実施</li><li>・各主体との意見交換の実施</li><li>・景観人材ネットワークの構築</li><li>・実務者向けの手引書の作成</li><li>・専門家の派遣や景観チェック体制の検討</li><li>・伝統技術の継承や技術開発の検討</li><li>・景観まちづくり生涯教育の検討</li><li>・表彰制度の検討</li><li>・「沖縄風景コンクール」の検討 等</li></ul>	景観施策の必要な見直しと実効性ある施策の継続的な推進

風景づくりの施策の推進は、長期的な視点にたった取り組みが必要です。そのため、本計画における施策の推進状況や市町村の取り組み状況または官民協働の取り組みの段階等に応じ、隨時、本計画を検証し、必要に応じた景観施策の見直しを行い、実効性ある施策を継続的に推進していきます。

## 実効性ある取り組みの継続的な実施

